

平成十七年三月 現代密教 第十八号 抜刷

佐伯隆範和尚小考

村
磯
栄
俊

佐伯隆範和尚小考

村 磯 栄 俊

はじめに

佐伯隆範（前名、百濟範真）和尚は、明治中期に高尾山薬王院貫首から川崎大師平間寺貫首に就任した希有な僧侶である。筆者が隆範和尚（以下、敬称略）を知ることになるのは、『智積院略史』（「教化資料」第二十二集、平成八年刊）を執筆した時である。そこでは明治期の本宗の歴史を記述したのであるが、本宗寺院の醍醐寺からの離末、智積院への加末、いわゆる離加末運動の功労者、担当責任者ということを記した。ただ、その時は隆範の師僧で、当時の智積院化主であった佐伯隆基の方に関心があった。なぜかといえば、隆基能化は川崎大師貫首から第四十四世化主に就任、それと同時に私財を喜捨して智積院を復興したからである。

隆基晋山時の智積院は主要な伽藍である金堂・勸学院・方丈殿のうち、金堂・勸学院は烏有に帰し、方丈殿を残すのみで、諸伽藍も老朽化していた。そこで隆基は、私財一万六千円を投じ、諸伽藍の大改修を断行し、宸殿と能化居所を新築したのであった。因みに、この一万六千円という金額は、本宗の年間歳入額より多額であった

と思われる。本宗は明治三十三年（一九〇〇）八月九日に新義真言宗智山派を公称し、成立したわけであるが、その年度（会計期間は明治三十三年九月から三十四年六月までの十ヶ月間）の収入額は一万六百五十円であるから、年間にすると凡そ一万三千円余と、隆基の寄付額の方が多かったことになる。⁽²⁾

ところで、隆範の自坊は京都府の海住山寺（京阪教区寺籍三〇番）であるが、先年、現董佐脇貞憲師より『大僧正佐伯隆範大和上略伝』（星野一太郎著、明治四十年刊）のコピーを恵与されたことにより、あらためて隆範に注目せざるをえなくなったのである。

同書を一読すると、隆範は明治維新後の歴代智積院化主の推挙に関係したこと、明治十八年十一月の派号（真言新義派）公称、本宗の最有力寺院である成田・川崎・高尾三山が法類となり盟約して、三山の興隆と智積院の護持に寄与するという「三山和合締約」（明治二十年七月二十一日調印）、そして離加末に主導的な役割をはたしたことが記述されていたのである。

まさに、超人的活躍であるが、はたしてこれが誇張でなく事実かどうか、筆者には前述した通り、離加末以外はわからないので、これらの記述について検証・考察するものである。

一、隆範の経歴

さて、隆範の経歴を『大僧正佐伯隆範大和上略伝』（以下、『略伝』と略記）などにより記述する。なお、同書以外の記事は典拠を注記した。

隆範は嘉永二年（一八四九）八月二十八日、山城国相良郡加茂村銭司（現、京都府相良郡加茂町）の杉山弥三郎の長男として生まれた。母は住岡氏の娘。安政六年（一八五九）十一歳のとき、出家して海住山寺住職範英和

尚の弟子となる。実名は範真（のち隆範と改める）、仮名は宗順房、黙堂と号した。文久二年（一八六二）一月、智積院に登嶺、第三十八世化主頼如に謁し、交衆した。この年の十一月二十七日、新加（問者役）を勤め、翌年には智積院において賢如に従い入檀した。

元治元年（一八六四）、十六歳の若さで海住山寺の住職に就任、慶応三年（一八六七）五月、佐々木義範（智積院一臈、のち第四十一世化主）より、幸心方一流を受法、明治二年（一八六九）九月義範が蓮華峰寺（佐渡教区寺籍二七番）住職となったので、約二ヶ月間佐渡に滞在した。³同七年東京に留学、同人社に入塾、中村敬宇（正直、東京大学教授）に学び、九年に帰郷する。十年五月二十五日、真言宗東京出張所の役員となり、同年十月三十日、義範能化の命により智積院執事に任ぜられ、宗政家としての途を歩むことになるのである。

十一年六月五日、真言宗西部大教院事務担当を命ぜられ、九月七日から東京出張所詰とされた。真言宗西部（西部真言宗）というのは、六年より真言宗管長を高野山・東寺・智積院・長谷寺の四本山から半年交替で選出する一宗一管長制となったが、これに不満な仁和寺・大覚寺が、広隆寺・神護寺・法隆寺・薬師寺・西大寺・唐招提寺と合同して、真言宗西部と称し、十一年五月に内務省から認可されたのである。この宗派は翌年四月三日解散を命ぜられ、一宗一管長制に復している。

十三年十月智山護法会幹事となり、十五年五月八日、高尾山の副住職に栄進した（住職は法類の高尾秀融⁴）。十八年十一月、智山・豊山は真言宗新義派を公称したが、翌年一月十六日、新義派大学林の創立勸募委員を命ぜられる。四月二十八日中講義より権大僧都に昇補され、六月十一日神奈川県第五号管理、七月六日神奈川県第三号支所管理に就任した。神奈川県支所管理となったのは、高尾山の所在地である南多摩郡が当時、神奈川県に編入されていたからである。三多摩地方が東京府に移管されたのは、二十六年四月一日のことであった。

十九年十二月十七日に高尾山住職に昇進、時に三十八歳であった。翌年十二月十七日大僧都に昇補されている。隆範の晋山時、高尾山の本堂は、暴風雨のため倒壊しており、再建が急務であった。隆範は東京での出開帳を決議、その資金として成田・川崎より各二千円を借用して、二十一年四月二十八日より六月九日まで成田山深川不動堂の隣地深川公園で実施し、再建費用を捻出したのである。

二十三年一月十五日權少僧正に昇補、同年六月二十五日智山護法会取締に任命され、二十四年一月二十九日定額僧に当選⁽⁶⁾、三月十四日新義派総会の委員となる⁽⁷⁾。二十五年一月十五日少僧正に昇補、同年六月二十三日第一教区からの宗会議員に当選した。この宗会議員というのは、大本山から九名、正準別格本山から二名、第一教区(東京・神奈川・埼玉・群馬・山梨・長野・静岡・愛知・岐阜・滋賀)から新義学籍十二名、古義学籍二名、第二教区(千葉・茨城・栃木・新潟・福島・宮城・山形・秋田・青森・北海道)から十四名、第三教区(京都・大阪・奈良・兵庫・三重・石川・富山・和歌山・岡山)から古義学籍十三名、新義学籍から一名、第四教区(徳島・高知・愛媛・香川・広島・山口・鳥取・島根・長崎・佐賀・福岡・大分・熊本・宮崎)から古義学籍八名、新義学籍一名、合わせて六十二名で構成される真言宗会をいう⁽⁸⁾。

隆範は第一教区から最高得票の七一二票獲得、二位は椿山仁澄(豊山系)の六九四票、三位岩堀智道(豊山系)六〇七票と続き、智山系の二位は小林栄運五三〇票、三位連存教四〇二票であった⁽⁹⁾。宗会議員の辞令は七月十一日に下付されている⁽¹⁰⁾。十二月十六日新義派臨時総会において最高点で新義派評議員に当選した。智山系の二位は一票差で成田山貫首三池照鳳であり、任命日は十二月二十五日となっている。なお、評議員の定員は智豊各五名の合わせて十名である⁽¹¹⁾。

二十六年三月一日菩提院結衆・集議席に列座、五月三十一日東京府第五号学頭に就任、六月十日佐伯隆基が第

四十四世化主となると、同月二十一日智山改革副総理を命ぜられた。二十八年十一月十三日病（結核と思われる）により、高尾山貫首を退任した。これは、後述する離加末運動での激務・心労によるのである。三十年六月三十日権中僧正に昇補、九月八日には川崎大師貫首に就任した。これは異例中の異例であるが、隆範の人柄と才幹を高く評価した元川崎大師貫首佐伯隆基（前化主）がすでに法資としていたからである。師弟関係を結んだとき、実名を範真から隆範と改め、苗字も百済から佐伯に改姓したのである。

三十一年十二月一日、新義派大学林評議員となり、翌年一月二十五日、中僧正に昇補、同年十月一日病により川崎大師貫首を退任した。三十三年十月二十二日、この年八月九日の本派独立、すなわち智山派公称の功績により、第四十七世化主瑜伽教如から権大僧正に昇補された。

その後の隆範については、「嗚呼佐伯大僧正猊下の遷化に就て」（『智嶺新報』第五三号一〜四頁）により、引用文を含めて記述することしよう。

三十四年兵庫県須磨において静養、その後、最初の住職地海住山寺で療養生活を送っていたが、三十八年一月より病状が悪化、六月七日には成田山石川照勤、川崎大師佐伯隆運両貫首が見舞いに來寺した。両貫首は十日に帰山の予定だったが、明日にするように引きとめられた。そして十日の夜、「平間寺佐伯僧正、成田山石川僧正、海住山武藤氏を病床に招き、懇々教誡をなし、新義正風の声明を指南し、秘曲を三師に口授せられ熟睡せしと見て、翌朝苦惱なくして遷化せられたるなり」と、いわば三山貫首に末期をみとられて、遷化したといえよう。当時の海住山寺住職武藤氏とは、隆範の法資で、その年の十月高尾山貫首に榮進、さらに第五十世化主の猊座に就いた武藤範秀その人だからである。

同日（六月十一日）、瑜伽能化は電報を発信し、大僧正に昇補した。享年五十七歳であった。同月十六日海住

山寺において瑜伽能化の導師のもと葬儀を執行、十八日川崎大師平間寺においても元貫首深瀬隆健の導師により葬儀が厳修されたのであった。¹³⁾

二、宗政家としての佐伯隆範

それでは、「はじめに」で述べた事項について検証しよう。

化主の推挙に関係したことについて『略伝』には、「本山維新以来三十余年間、累代ノ化主概ネ師ノ推撰ニ由ラサル無く、隠然トシテ一山ノ枢軸ト為リ、安危存亡ヲ双肩ニ任セル者ハ、実ニ師一人ナリシ」(二三頁)と述べている。また、明治期の最初の化主、第四十世丹藤弘現の推挙について、従来の化主は必ず役寺(触頭)の真福寺・円福寺いずれかの住職を歴任して晋山するのを旧例としたが、蓮華峰寺住職の弘現を異例の抜擢をしたとある。

江戸期の化主が真・円両寺の住職を経て、晋山したことは確かであり、事実、第六世宥貞よりほとんどの化主がそうであった。第五世隆長にしても、同じ役寺の弥勒寺から化主に進んでいる。因みに、江戸期最後の化主第三十九世隆栄は真福寺から晋山した。

さて、弘現の化主就任について、隆範が関与したかは判然としないが、次の佐々木義範の化主就任に関与したことは事実といえる。前述の通り、義範が智積院上臈の移転地である蓮華峰寺住職に就任したとき、随行として佐渡まで赴き、さらに化主在職中に智積院執事を命ぜられている。即ち、隆範は義範の側近中の側近だったのであるから、化主就任に尽力したと考えるのが至当であろう。なお、義範は智積院での修業時代、弘現に随身していたので、隆範も義範を通して弘現を知っており、同人の化主就任に何らかの寄与したとも考えられよう。

ところで、義範は四十五歳という若さで化主に就いており、これは洛東智積院歴代では最年少であった。次に若くして化主となったのが、四十八歳の第七世運徹能化である。また、隆範は義範との関係について、明治三十四年二月十一日の智山学林開校式の祝辞の中で、同十一年の真言宗西部の結成は義範と当時、醍醐寺座主であった金剛宥性（第四十三世化主）の指示であったと述べている。すでに記した通り、真言宗西部は、仁和寺・大覚寺等八ヶ寺が合同して、真言宗から分立したのであるが、このうち真言宗の仁和寺・大覚寺・神護寺・広隆寺に醍醐寺・泉涌寺と智積院が加わる計画があった。この計画は、七山合同の一大教院を智積院山内に設置することが主であり、「七山盟約条款草案」には、「第二条第三款 学林ハ智積院西校ヲ以テ本校ニアツベシ、但シ真言宗七山大教校ト改称ス」（『智積院史』村山正栄著、昭和九年刊、第二編一〇二頁）とあった。これを実現するため、義範・宥性は隆範と成田照玄（智積院執事、千葉県銚子円福寺住職）を智山総代に、諸山総代を大覚寺執事の村岡融仙に命じた。だが、義範の急逝により、この計画は実現しなかったのである。また、隆範はこの祝辞で明治三十三年の智山派公称までの経緯を回顧している。

話しが横道にそれたが、義範のあとの智積院化主は、第四十二世松平実因、第四十三世金剛宥性、第四十四世佐伯隆基、第四十五世船岡芳勝、第四十六世三神快運、第四十七世瑜伽教如と就任した。実因が就任したとき、隆範は智積院執事と本山の重役であるから、当然、関与したと思われる。

宥性とは真言宗西部の結成を通して、関係があった。ただし、実因の後任選挙では、明治二十三年三月二十二日の開票の結果、吉堀慈恭（一八四四〜九〇、千葉県鹿野山神野寺〔上総第二教区寺籍二三番〕住職宝蓮の弟子、栃木県出流山満願寺〔栃木県南部教区寺籍二三番〕住職、京都市上品蓮台寺〔京阪教区寺籍一番〕を兼務、真言宗法務所課長）二七九票、宥性八三票と、慈恭が圧勝したが、このとき、慈恭は四十六歳、宥性は七十歳であつ

たので、慈恭は辞退⁽¹⁷⁾し、宥性が化主となったのである。したがって、隆範は関与しなかったことになる。

しかし、『平間寺史』（佐藤教倫編、昭和九年刊）の「（平間寺）第三十八世隆基大僧正」の項に、「廿二年十一月三十日松平実因化主の示寂するや、派内多くは吉堀慈恭師を後董とするの運動者あり、師断然之を排除し、金剛宥性和上を推薦せり」（『同書』五四頁）とある。

三山の貫首が慈恭に不満を抱いていたのは確かであろう。それは、三山貫首を中心に推進した派号公称について、真言宗法務所（布教・庶務・会計の三課長を責任者として宗務を担当）は反対の立場であったが、慈恭も課長の一人だったからである。確証はないが、慈恭の辞退が自主的でないとすれば、三山貫首の一人であった隆範も関与したことになるう。

次の化主佐伯隆基とは、三山の貫首同士であり、また、すでに述べたように、この後、師弟関係となるのであるから、隆基の化主就任に積極的に貢献したのである。事実、智山改革副総理を命ぜられているように、隆基の副官的立場であった。船岡芳勝、三神快運との関係は不詳であるが、瑜伽教如とは知己であった。明治十七年四月の海住山寺本堂再建落慶法要の際、当時、新潟県乙宝寺（新潟第一教区寺籍三七番）住職であった教如に誦經導師を依頼しており、また、同三十二年に教如が隆範の両親に法名を諡した書類に、隆範のことを「畏友タリ」（『雑纂』四一九頁）と記している。

今までの記述から、少なくとも義範・隆基・教如の化主就任に大いに関与したことがわからう。そして、他の化主にしても、その関係がよくわからないだけで、関与していないとは断定できない以上、化主の推挙に関与した件は、ほぼ事実として差し支えなからう。

さて、次に派号公称について記述する。『智積院史』第二編第六章第二節の「智積院の別派独立運動」の項に、

「殊に成田山三池照鳳・大師河原深瀬隆健等の諸賢は卒先して我一山限りの独立を議決し、乃ち三池・深瀬の兩師を理事となし、百濟範真師を独立の担当者となして、愈新義派の別立運動」(『同書』第二編一四〇頁)と、隆範が担当者である。これは、前述の「智山学林開校式祝辞」の文章とほぼ同じとはいえず、派号公称に貢献した証明となる。

この派号公称は現代的感覚からいえば、いわば分派活動であり、本来的には真言宗は合同のままが良いと思われる。しかし、智積院護持の立場から考えれば、正当といえよう。高野山・東寺・智積院・長谷寺の四本山交替の一宗一管長制では、智積院以外は信者寺としての経済的基盤があるのに、智積院のみ信者寺でなければ、檀家寺でもなく、経済的基盤が無いのである。智積院を教相本寺とする末寺との関係を明確にし、少なくとも江戸期の大神物(大仲の入学金、学費)・大仲供料金に代わる経済的な負担を課せる体制にしなければならなかった。そのためには保守的であるが、とりあえず新義派ということを公称したのであった。

新義派公称は明治十八年六月八日、真言宗大本山智積院住職松平実因、末徒総代百濟範真等の連名で内務卿山県有朋宛に「新義派別立管長設置願」を上伸することとし、真言宗法務所に進達を依頼したが、前述の通り分派に反対であったので、法務所庶務課長高志大了(のちの長谷寺化主)名により、同月十二日却下された。このため、智山側は直接、内務省に請願することとし、七月四日に、実因及び一山総代成田照玄名で「別派独立上願書」と、新義真言宗元総本山智積院末徒新勝寺住職三池照鳳他千五百五十五名の連署になる、「新義真言宗別派独立願」を提出した。この請願は功を奏し、同年十一月一宗本末共同会議が開催されることになり、新義派の公称が決議され、翌年二月十日に認可されたのである。⁽²⁰⁾

この新義派公称が実現したことを、隆範は次のように述べている。

「智山ハ一山独立シテ新義派ヲ恢興シ布教興學自由ノ運動ヲ為サント數年來ノ宿志ナレトモ、近來本山衰微シ萎靡シテ振ハス。依リテ十八年春東京ニ有志会ヲ開キ、又本山ヨリハ化主代理東上アリ、將來ノ山是ヲ懇議スレトモ、當時誰アリテ率先シテ資金ヲ抛チ比重難事ヲ負擔スル者ナカリシニ、幸ニ本山并ニ諸有志ヨリ独立総裁理事ヲ新勝寺三池、平間寺佐伯深瀬等ノ諸氏ニ懇囑スルニ、諸氏之ヲ含容シ幾年經過スルトモ此事ノ徹底スル迄ノ資金ハ負担スヘシト応諾セラレタリ。是ニ於テ吾本末ノ勢力旧ニ倍シ、末徒總代ニハ百濟範真・成田照玄、瀧實昇ヲ補員トシテ決然新義派公称一山独立ノ計畫ヲ為シ、爾來理事各位ト百計千慮、苦シテ各山ニ法務所ニ官省ニ申請シ、遂ニ大会議ヲ開設シ連日堂々侃々正義ヲ擴張シ、結局本派公称シテ派規編纂ノ宗是ヲ完結セシメタリ。尋テ輩下ニ派内ノ大学林ヲ創立シ事務所ヲ置キ今日ノ盛運ヲ來タシタル。上ハ開祖ノ擁護ニ依ルト雖モ理事各位ノ勳勞重且ツ大ト謂ウヘシ、末資タル者豈ニ之ヲ欽仰セザル可ケンヤ。

明治十九年春二月

東武範真謹誌

〔派号公称始末日記奥書〕『略伝』五八、五九頁

それでは、三山盟約についての考察に移ることにする。

すでに述べたが、隆範は明治十五年に高尾山副住職となり、同十九年十二月に住職に就任した。「三山和合締約」は、その八ヶ月後に調印されたのであるから、当事者の一人であった。それ故、この盟約に関与したことは明白であるが、『略伝』には隆範の主導によって締結された²¹とある。この真偽は不明であるが、盟約がなければ、二十一年の高尾山本尊の東京市内の出開帳は実現しなかつたであろう。

それは、この出開帳の経緯を『高尾山東京出開帳日記』²¹により記述すれば、おのずから明らかとなる。

明治二十年、出開帳について成田・川崎に相談したところ、川崎は時機尚早と、まず居開帳を奉修すべきとの

意見であった。それに対し、成田は時機はそれほど問題ではない。資金の手当が肝要である。費用はいくらを予定しているかと尋ねた。隆範は千円を予定していると答えると、それでは成功せず、かえって損失となるだけだ。少なくとも三千円は必要であると述べ、その上で時の成田山貫首三池照鳳は、川崎が同意すれば協力はおしまないと好意的な助言をした。これを受けて、隆範は出開帳を決断したのであった。当初、成田は二千円、川崎は千円を融資することになっていたが、二十一年三月七日の条に「川崎平間寺へ立寄、二当主二面会ス、本日金二千円借入ノ内千円丈持帰レリ」(『雜纂』一四九頁)と、川崎も二千円融資したのである。また、神奈川県知事に提出した「仏像出開帳願」に法類として署名したのは、平間寺住職深瀬隆健であった。

要するに、この三山盟約の締結で最初にその恩恵に預かったのは、高尾山であった。だから、隆範の主導であると考えるのは、早計であろうか。

最後の離加末運動で隆範が多大な貢献をしたことは、『智積院史』等に記されている通りである。『智積院史』には、「醍醐寺末本派公称寺院離加末の件は、明治廿七年一月より起こり翌廿八年十月に至って漸く全部の完結をみるに至ったのである。此間障害百出筆紙の能く盡し克はざるところなるも、最初定約したる壺千有余ヶ寺の離加末を執行し得たるは実に空前絶後の事にて、是れ偏に化主猊下の徳望と、この件を担当せられたる佐伯隆範僧正を始め」(同書第二一二七頁)とする諸師の尽力によると、隆基能化と隆範の名を特記しているのである。この離加末運動は、明治二十年醍醐寺が「醍醐寺々法」を制定し、翌年より新義系の末寺にも一カ寺平均二十円の維持資本金を賦課すると令したことから、起こったのであった。

本末関係は法流の相承に基づくのであるから、古義・新義の区別はなく、智積院を教相本寺とする新義系の寺院の多くは、古義系本山の末寺であった。殊に醍醐寺の末寺が圧倒的に多かったので、紛糾したのである。この

寺法では、新義系に義務を課し、権利を与えなかつたので、新義派は当初、寺法の改正運動を展開した。その後、醍醐寺よりの離末、智積院への加末を断行するのが、最善の解決策と決し、その交渉を隆範が担当することになったのであつた。隆範は苦心の末、左記の通りの契約を実現したのである。

離加末契約交換証

真言宗大本山醍醐寺及同山内寺院ノ末寺ニシテ、同宗大本山智積院学脈深縁ノ寺院壹千九ヶ寺ヲ、右智積院へ転末承認ノ儀ニ付、双方之間ニ於テ契約スル左ノ如シ

第一条 醍醐寺ハ山内各院アリト雖モ協議決定ニ付、醍醐寺一山総代兼執事ノ名義ヲ以テ、本定約ヲ締結シ、両

山ノ住職承認連署ヲ為スモノトス

第二条 転末寺院ハ智積院学脈深縁ノ分別記壹千九ヶ寺トス

第三条 転末ハ此条約締結後智積院ニ於テ何時ニテモ着手実行スルコトヲ得

第四条 転末ニ付末寺ノ内不服申立又ハ其他ノ事故ニシテ実行シ難キ場合ニハ、両山ノ執務者ハ怠慢ナク盡力シ

テ本定約ノ実行ヲ期スルモノトス

第五条 第二条ニ記載スル末寺ノ内、本年六月迄ニ離加末不折合ニテ実行ナス克ハサル時ハ、都合ニ依リ何時ニ

テモ其寺院ニ限り、醍醐寺ハ其能轄権ヲ智積院へ永世委任スル事

第六条 本定約実行ニ付転末承認書副書願並届書ハ、本年七月十五日限り醍醐寺ヨリ智積院へ相渡スモノトス

第七条 前条実行ノ場合ニハ、智積院ヨリ金壹萬參千圓也冥加金トシテ醍醐寺へ相納ムルモノトス

第八条 本定約締結後他山又ハ其筋ノ故障ニヨリ、離加末実践スル能ハサル事故生シタル時ハ、醍醐寺ハ前条ニ

依リ領収シタル冥加金ノ全額ヲ速ニ智積院へ返還スルモノトス

右双方立会ノ上交換契約候也

明治二十七年四月十五日

大本山醍醐寺一山惣代兼執事

篁 光 雅 印

宮 寺 普 学 印

松 岡 秀 算 印

大本山智積院一山惣代兼執事

滝 承 天 印

荏 原 日 政 印

成 嶋 真 興 印

前書契約聊カ異義無之仍テ承認捺印候也

大本山智積院化主

権大僧正 佐 伯 隆 基 印

大本山醍醐寺座主三宝院門跡

権大僧正 寺 嶋 真 応 印

離加末ニ付別約交換証

明治廿七年四月十五日壹千九ヶ寺離末契約証ノ外、別記三百ヶ寺（正しくは三百九十二ヶ寺、筆者注）ハ
智積院学脈深縁ノ寺院ニ付別約スルコト左ノ如シ

第一条 此定約ハ醍智両山之執務者ニ於テ契約スルモノトス

第二条

新義派寺院ノ内明治廿七年四月十五日壹千九ヶ寺転末契約セシ外、別記參百ヶ寺ノ寺院ハ智山学脈ニシテ現今他山ノ末徒住職シ、亦ハ或ル事情ノ為メ直ニ転末ノ運ヒニ至ラサル部分ニ属スルカ故ニ、漸次転末出願セシ場合ニハ醍醐寺ハ其都度承認書交付スルモノトス

第三条

前条転末実行ハ本年四月ヨリ着手スト雖モ、明治三十年三月ニ至リ決行シ難キ事情アルトキハ醍醐寺ハ事実取調ノ上、其能轄權ヲ智積院ヘ永世委任スルニ猶予セサルモノトス

第四条

第二条承認証交付ノ際、亦ハ第三条能轄權委任ノ場合ニハ、示談上智積院ヨリ醍醐寺ヘ応分ノ冥加金ヲ納ムルモノトス

以上

明治廿七年四月十五日

醍醐寺一山総代兼執事

篁 光雅印

宮 寺普学印

松 岡秀算印

智積院一山惣代兼執事

瀧 承天印

荏 原日政印

〔智積院史〕第二編二〇六〜二〇九頁

この契約により智積院は千四百一カ寺を末寺としたのであった。しかし、この契約が成立したあと、豊山寺務

長上野相憲を中心に豊山系の反対にあい、再び紛糾することになったが、同年八月十七日に和解が成立した。そして、翌二十八年七月に隆範の斡旋で豊山系末寺も醍醐寺に離末冥加金一万六千円余を支払い、千四百五十五カ寺が離末、長谷寺に加末したのである。⁽²²⁾この離加末により、明治三十三年八月九日、新義真言宗智山派、同豊山派の成立をみたのであった。

おわりに

今までの記述から『略伝』にある宗政上の活躍は、誇張ではなく、ほぼ事実であると結論できよう。それだけに、離加末運動の過労で、隆範が当時の不治の病であった結核を発病したことは、気の毒なことであった。

近代の本宗の宗政上、隆範のはたした役割は多大であり、宗政家としての功績は永久に讃えられるべきであろう。それ故、瑜伽能化は明治三十八年度の宗派経費（故佐伯大僧正彰功碑建設費⁽²³⁾）で、化主に就任してないにもかかわらず、隆範の石塔を智積院能化墓地に建立したのである。

宗政家というと、権謀術数にたけた人物というイメージがあるが、隆範はその対極にある人であった。それは、隆範に対する当時の人の記述をみれば明らかである。

松本九秋は「和協会に就て当局者諸君に反省を促す」という投稿で、「故佐伯隆範僧正が、貴族派の一人にして能民派の群侶を威服せしめたるは何ぞや、自己本位といふ賤劣なる觀念を去り、生命を本派と共にするという誠実誠意の美点ありし故なり」（『智嶺』七九号）とあるからである。また、その評価をみると、すでに紹介した「嗚呼佐伯大僧正猊下の遷化に就て」の書き出しは、「本派独立の元勳として、離加末執行の卒先者として、本山の為に生命を犠牲として、終始一貫護法の聞え高き佐伯隆範」ではじまっている。

深川漁夫のペンネームで『智嶺』に健筆を振るつた渡辺照叡（成田山別院深川不動堂主管、寺島蓮花寺〔東京東部教区寺籍二二番〕住職、著名な仏教学者渡辺照宏のご尊父）は、

「今又佐伯大僧正を亡ふ、（中略）終生一派に貢献したるの功勳は昭々として、何ん人も克く之を識る、歲月の久しき病床にありと雖も、一派に殉ずるの志に至りては終始渝らず、元勳として、元老として、特に統御的人物として牛耳を執り重鎮せられたる（中略）僧正の高弟某は至孝十年一日の如く、其の病褥を離れず、師恩奉謝に怠らざりしは、実以て敬服の至りに耐えず、その師ありてこの弟あり、師弟肝胆相照す（中略）他の模範とすべきや言を俟たず」（『智嶺』五三号）と、評している。文中にある高弟とは、成田山貫首石川照勤一周忌追悼録『不亡録』にある高津親義の次の文から、武藤範秀能化であることがわかる。

「故石川猥下の御先代は三池僧正、武藤猥下の御先代は佐伯隆範僧正であります。（中略）三池佐伯両師は一心同体形影相扶けて、宗派の爲にも三山の爲にも協力尽瘁せられたのである。其の両者の間柄は眞の昆弟と雖も比較し得られざる、所謂管鮑の交誼であつたことは、尚知る人があろうと思う。（中略）佐伯僧正も問もなく不治の痼疾を得られ、十年余の長き須磨に、明石に、最後は南山城の海住山に於て遷化せらるるまで（中略）その十余年の長い長い病床に侍して終始一貫、奉承和悦、然も病氣の爲稍や氣六ヶ敷、時には怒声を浴びながら、和順愛敬所謂『聽於無声 視於無形』薬餌飲食、寝具より尾籠の物の始末まで、人手を借らず世話せられたのは、他の見る目も涙ぐまるる程で、其の孝養の徳を全うせられた人は、即ち現智山派管長たる武藤大僧正その人である。（『雑纂』四四二―四四三頁）

つまらない宗政家ならば、このような優れた弟子を育成できなかつたであろう。この一事をもつてしても、隆範の偉大さがわかるのである。宗政家とは、かくありたいものである。

註

- (1) 当時は正式には住職だが、現在の通例によった。
- (2) 『智嶺新報』第六号
- (3) 「山内修理並新築記」(佐脇貞憲編『黙堂範真大和上雑纂』平成十六年刊) 六〇頁 以下、同書を『雑纂』と略記する。
- (4) 「海住山寺本堂再建日記」(『雑纂』七〇頁)
- (5) 「明治廿一年四月 東京出開帳日記」(『雑纂』九〇、九二・三、一〇三、一二三、一四九、一五八、一九三頁)
- (6) 『密教教報』第三三号四一頁、以下『密教』と略記
- (7) 『密教』第三六号三〇頁
- (8) 『密教』第六八号二一～二二頁、第四三号四〇～三三頁
- (9) 『密教』第六七号二二頁
- (10) 『密教』第六八号二二頁
- (11) 『密教』第七八号一九頁、第八〇号二七頁
- (12) 『雑纂』四五七頁
- (13) 『智嶺新報』第五三三〇～三三一頁。以下『智嶺』と略記。
- (14) 『智嶺』第一号一二、三頁
- (15) 真言宗西部は同年五月十四日、内務省より認可されたが、認可書を同省で受理したのは、隆範自身であった(『雑纂』六三頁)。
- (16) 『密教』第一三三三三三頁
- (17) 同右 二九頁
- (18) 『雑纂』七三頁
- (19) 拙稿「江戸時代後期智積院大仲財政について」(『現代密教』第一六号)を参照されたし。
- (20) 『智積院史』第二編一四〇～一六一頁
- (21) 『雑纂』八八～一九九頁
- (22) 『智積院史』第二編二〇三～二二七頁
- (23) 『智嶺』第八二号四頁
- (キーワード) 宗政家、三山盟約、離加末運動